

	<b>阪神水道企業団公報</b>	令和8年4月20日(月) 号外
		毎月15日発行
<b>目次</b>		
◇監査公表◇		
○ 令和7年度個別外部監査の結果及び意見に基づく措置状況の公表		

◇監査公表◇

監公第1号

令和8年4月20日

阪神水道企業団監査委員 伊藤 めぐみ  
同 田中 あきよ

令和7年度阪神水道企業団個別外部監査の結果及び意見に基づく措置状況の公表について

令和7年度阪神水道企業団個別外部監査の結果及び意見に基づく措置状況について、企業長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の41第6項において準用する同法第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

個別外部監査結果に対する措置状況について

**【措置状況の定義】**  
 措置済…既に見直し、措置している状況  
 措置方針…方針は決まっているが、今後検討を要し、措置に至っていない状況

1 設計積算方法		
監査結果等の概要	措置内容	措置状況
<p>【意見3】 適正に業務を遂行できる事業者が企業団に提出した自らの見積りどおりに入札することによって、失格になることは不合理と考えられ、このような事態を少しでも避けるため、設計に見積り単価を算用する場合の見積りの対象範囲を、直接工事費のみとするように設計積算マニュアルを改訂された。</p>	<p>見積りを依頼する際には、企業団が採用している諸経費体系を明確に伝えた上で、見積り徴取は、直接工事費のみとすることとし、設計積算マニュアルを改訂した。</p>	措置済
<p>【結果3】 【結果7】 【意見4】 兵庫県による「建設副産物受入価格」及びその他適用可能な公表単価について、設計積算マニュアルに明記し、極力、見積りに依らない公正な積算に努められた。</p>	<p>兵庫県及び大阪府が公表する「建設副産物受入価格」の適用を基本とし、未掲載項目など、積算単価の基準がない場合は、見積書に廃材処分費が明記された見積りを徴取することを、設計積算マニュアルに明記した。</p>	措置済

2 見積り徴取方法（業者との接点管理）		
監査結果等の概要	措置内容	措置状況
<p>【意見5】 見積書の徴取先の選定は、不正防止のためにも重要性が高いため、所属長による「決裁」が必要というために設計積算マニュアルを改められた。 また、「不正行為防止対策報告書」において見積り徴取先の選定ルールの明確化という再発防止策が示されているように、恣意的な選定を防ぐため、見積り徴取先の選定理由をチェックリスト形式で明確にするよう業務フローを再検討された。</p>	<p>見積り徴取先の選定にあたっては、チェックリストにより選定理由を明確にするとともに、所属長の決裁を得るよう、設計積算マニュアルに明記した。</p>	措置済
<p>【意見6】 見積り徴取方法について、議論を深めるとともに、試行と検証を繰り返すなどして最適な手法を模索された。</p>	<p>修繕工事などの見積り依頼先の公募を令和8年4月から試行的に開始しており、提出者数の状況を確認することにより検証した上で、試行対象範囲の拡大や見積り徴取方法の見直し等について、検討を進めていく。</p>	措置済 (継続)
<p>【意見7】 見積書の徴取は適正な設計積算・入札契約制度のために、重要なプロセスであり、透明性を確保するため、現状の設計積算マニュアルに定められている「原則」を除外し、係の組織代表メールアドレスを通じての見積り依頼を徹底された。ただし、係によっては人数が多い場合もあるため、見積り業務に関わる者のみのグループなど、メールの閲覧可能範囲を再検討された。</p>	<p>見積り依頼を行う時は、個人メールの使用は厳禁とし、必ず依頼書、見積りに必要な資料や条件及び機械・労務等を細分化した参考資料等を、係の組織代表メールから送信し、記録として残しておくよう、設計積算マニュアルに明記し、「原則」を削除した。 また、積算に従事しない職員（交替勤務）が多く所属する係においては、見積り徴取専用のアドレスの作成や、設計積算に従事する者のみが閲覧可能とする（アクセス権限の設定）などの措置を講じる予定である。</p>	措置方針 (一部措置済)
<p>【意見8】 不正防止のため、見積書の持参による直接受け付けを禁止し、見積書の受領方法をメール、FAX及び郵便に限定された。また、これらの方法以外による見積書の受領は無効とみなす取扱いを、あわせて明確にされた。</p>	<p>見積りの受領は、代表メール又は郵送によるものとし、メール及び郵送された消印などがわかる封筒などを記録として残すことと、受け取ったメールの発信元や消印などから、見積りに不正がないか確認することを、設計積算マニュアルに明記した。 なお、FAXによる受領は、着信確認が必要であることや、不特定の者が閲覧できるリスクがあるため、行わないこととし、代表メール又は郵送以外による見積書の受領は無効とする取扱いとした。</p>	措置済

3 入札契約制度		
監査結果等の概要	措置内容	措置状況
<p>【結果1ほか12件】 3回再入札で落札されたような誤認をもたらす入札結果の開示方法を改め、不落随意契約として適正に情報開示された。</p>	<p>入札の結果、不落となった場合には入札を終了し、不落随意契約として手続を行い、適正に情報開示する運用に改めた。</p>	措置済
<p>【結果17】 見積りの回数に制限がなく、事業者が見積額を徐々に下げる方法では、予定価格を事業者に直接伝えずとも予定価格について推測させることができる。 不落随意契約の運用方法について、見積回数を制限するとともに、見積書をメールで受領するなどして適正な方法に改められた。</p>	<p>随意契約の運用方法として、見積り回数を制限するとともに、事業者とのやり取り及び見積書の受領はメールにより行うものとした。</p>	措置済
<p>【意見1】 事業者が広く入札参加しやすいような工夫ができるかなど、入札参加者数の増加に向けて不断の検討が望まれる。</p>	<p>入札参加者数の増加に向けて、令和7年度から入札参加資格申請の随時受付を開始し、さらに入札参加資格要件における参加者の制限について、従来は、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関での施工実績を有する者としていたが、事案によっては、民間の施工実績であっても、参加出来るように要件を緩和し、入札参加者数を増加させる取組を行っている。 入札公告のプッシュ配信等を今年度から実施し、引き続き、入札参加者数の増加の取組を行っている。</p>	措置済 (継続)
<p>【意見2】 入札参加者数が少なかった場合に、その原因と対応策の分析・検討は不断の取組として実施すべきである。コンサルティング会社の発注支援を受けた場合は、どのようにしたらより多くの入札参加者が集められるかについてコンサルティング会社の知見をより活用しながら、次回以降の同種の発注に資する情報をとりまとめると、今後、同様に発注支援を受けるときにはコンサルティング業務の発注内容(仕様等)について配慮された。</p>	<p>発注者支援業務委託を発注する場合には、入札参加者数の確保や競争性の向上に資する分析・助言が得られるよう、入札結果の検証や改善提案を求める事項を、当該コンサルティング業務の仕様書に明記することとする。</p>	措置方針
<p>【意見9】 「入札参加者数が〇者のときは〇者以上が最低制限価格未満の場合」に事後審査にかけるというように、対応表を具体的に策定した上で、予定価格及び最低制限価格が不正に吊り上げられた結果、最低制限価格未満の事業者が多くなったケースが事後審査の対象になるように事後審査チェックリストを再検討された。 事後審査チェックリストは当初策定以後もその都度検出された不正リスクに応じて不断の改訂が必要と考えられる。企業団において議論を重ねながら、不正が想定される高リスク案件を抽出できるように事後審査チェックリストを検討された。</p>	<p>「入札参加者のうち、最低制限価格未満の入札による失格者の割合が5割以上である。」を事後審査チェックリストの項目として新たに追加し、該当する場合には、詳細な審査を行うこととした。 また、現行のチェックリストにおける審査手順、記載内容などの課題を整理した上で、審査時の対応マニュアルを整備するなど、不正リスクに対するチェック機能が十分に果たせるよう、適宜改善に向けた検討を進めていく。</p>	措置済 (継続)
<p>【意見10】 事後審査の際には内訳書に留まらず、明細表を落札候補者から入手し、企業団の積算と照合するなどして、入札の適正性について追加検証された。 一連の事後審査は、自己検証とすると、その実効性や信頼性を失う恐れがあるため、総務課契約係が担当するなど、第三者性が確保できるような検証の仕組みを構築された。 今後は、内部統制推進部局を中心に内部統制の考えにおいて重要な「第三者による検証」を、いかにしたら業務フローに配置できるかについて検討を深め、事後審査等における第三者による検証を最大限実施された。</p>	<p>落札候補者に対し、従来の内訳書に加えて明細書の提出も求める運用に改めた。 さらに、事後審査については、設計担当による自己検証ではなく、契約担当及び設計審査担当がチェックすることで第三者性を確保した。</p>	措置済

監査結果等の概要	措置内容	措置状況
<p>[意見11] 地域要件の必要性と運用方針について改めて検討されたい。</p>	<p>「地域要件の必要性」については、災害時の対応能力の確保、地元産業の振興、資質向上や健全な発展及び地元企業の育成を図るため、必要であると考えている。 なお、入札における適正な競争を確保する観点から、地域要件を付す場合には、一定の基準（構成市内の業者から2者以上見積りが徴取できた場合）に基づき、その妥当性について審査（部）会等において慎重に審査した上で、適切に運用している。</p>	措置済
<p>[意見12] 入札参加資格保有者など入札参加希望者に入札公告の案内をプッシュ配信することを検討されたい。</p>	<p>入札公告を掲載した際に、該当工種に登録している事業者へメールにより一斉周知を行う仕組みを導入することとした。</p>	措置済
<p>[意見13] 低入札価格調査制度の導入の可否について試行に導入し、効果検証を行うなど検討されたい。</p>	<p>低入札価格調査は、総合評価方式において既に導入済みであるが、今後、一般競争入札においても一定の条件のもとで低入札価格調査を試行実施し、その効果を検証する。</p>	措置方針
<p>[意見14] 入札制度の適正な運用のために、入札参加資格審査申請における支店及び営業所の実態確認の要否について検討されたい。</p>	<p>入札参加資格審査申請システムの改修後、新規登録を行う事業者又は既に登録している事業者で、支店若しくは営業所の変更申請があった場合等に、実態確認のための資料の提出を求める運用に改める。</p>	措置方針
<p>[意見15] 特定の事業者のみしか入札参加することが想定されない場合、特命随意契約としたり、複数年契約としたりすることによって中長期的により安価な契約を行える可能性も考えられる。 一般競争入札に過度に拘らずに、発注内容の性質に応じて特命随意契約を活用するなど効果的・効率的な契約方式を検討されたい。</p>	<p>令和元年度以降の契約については、競争性・透明性の確保を図るため、従来は随意契約としていた案件も含め、原則として条件付き一般競争入札で実施してきた。 その結果、随意契約は減ったものの、1者入札が増え、当該案件については、競争性が働かないことが明らかとなった。 このことから、令和7年度より、阪神水道企業団の契約規程及び随意契約ガイドラインに基づき、随意契約の適正性に該当する案件については、審査会又は審査部会での審査を経た上で、随意契約をしている。 併せて、中長期的な視点から維持管理を含むDBM方式の活用にも取り組んでいる。</p>	措置済
<p>[意見16] 事後審査チェックリストは企業団が入札不正リスクに対応して設けているものであり、入札監視委員会と入札不正リスクに係る認識を共有・議論するために有用な資料と考えられる。 入札監視委員会における議論の深化に向けて事後審査チェックリストを入札監視委員会に提供するように検討されたい。</p>	<p>令和8年1月開催の第2回委員会（令和7年度上半期分が審議対象）から、事後審査チェックリストを委員会資料として提供している。</p>	措置済

4 職員の倫理意識等		
監査結果等の概要	措置内容	措置状況
<p>[意見17] 職員の倫理意識等の醸成のための組織風土づくりとして、職員向けコンプライアンス研修を毎年実施されたい。</p>	<p>今後も毎年度、継続的に職員向けコンプライアンス研修を実施していくこととしている。 令和8年度においては、受講者が積極的に学ぶスタイルの「能動型研修」を主軸とし、ワークショップ形式など、受講者が発言する機会を多く設けた研修を実施する。</p>	措置済 (継続)
<p>[意見18] 企業団は、対話を重視する考えを採っているため、各職員の面談の機会を活用して行動指針に係る意識定着度の確認を実施されたい。</p>	<p>人事評価面談の際に、「阪神水道企業団コンプライアンスの推進に関する取組方針」に定めている「職員行動指針チェックリスト」に基づくヒアリングを行い、職員が疑問や不安に感じていることについて、行動指針の定着度の確認を行った。</p>	措置済
<p>[意見19] 職員の規定等への理解を浸透させるため、規定等の全体像、手続きの内容、心構えなどを網羅し、日々の業務で使えるハンドブックを作成されたい。</p>	<p>ハンドブックを作成し、職員へ周知した上、ケーススタディ形式の職場内ワークショップを開催した。 今後、ワークショップであった職員の意見も確認し、今後の研修計画に反映させることにより、職員への規定等の理解浸透を図ることとしている。</p>	措置済
<p>[意見20] 「不当要求」と定義することによって、「不当」と断じることの心理的障壁も考えられるため、「入札情報の提供依頼」という表現に改めるなどし、報告することの心理的負担を下げるようにされたい。</p>	<p>ハンドブックにおいて、「入札情報の提供依頼」を報告対象に加える等、職員が報告することに対する心理的負担を下げるような運用を検討する。</p>	措置方針
<p>[意見21] 事業者との会食について、形式的に判断できる基準を示して事前承認を必須とするなど職員が悩まずに行動できるように職員倫理規程を適宜、改訂されたい。 また、実際の業務において各職員が悩んだ事象については、職員が気軽に相談する仕組みの構築が望まれ、上司に気軽に聞けるという組織風土の醸成に努められたい。</p>	<p>職員倫理規程の内容について、職員が形式的に判断することができるよう規程の改正を含め、見直しを図る。 また、職員が判断に悩んだ事象に関して相談するための問合せフォームを作成するなど、職員が気軽に相談できる環境づくりを検討する。</p>	措置方針
<p>[意見22] 不正防止の観点から、スマートフォンの取扱いについて、入札不正等の疑義がある際に貸与スマートフォンを企業団に提供して調査に協力することなど、スマートフォン貸与に対して職員に誓約を求めることが望ましい。 緊急時などやむなく私物携帯電話を用いて事業者に連絡した場合、遅滞なく上司に報告するなど例外規定についても定められたい。</p>	<p>スマートフォンの取扱いの厳格化について、今後、人事評価面談の際に個別に説明することで、ルールの周知を図ることとした。 また、緊急時にやむなく私物携帯電話を用いて事業者に連絡した場合に、上司への報告義務についてもルール化し、併せて周知する。</p>	措置方針 (一部措置済)